

地域のみなさまで
はじめてみませんか？

資源の 集団回収

「集団回収」ってなん だろう？

「集団回収」とは、家庭から出る資源を、集積所など自治体の回収ルートに出すのではなく、地域のグループで集め、グループが契約した回収業者に引き渡す、自主的なリサイクル活動です。

その歴史は古く、はじめは戦後の廃品回収と言われています。葛飾区が資源の回収を開始した平成11年、そのずっと前から、自治町会やPTAなど、地域の団体による「集団回収」は、ごみの減量に大きく貢献してきました。



どうして今、「集団回収」なの？

「集団回収」では、良質な資源が集まり、リサイクルの意識が高まります。また、グループで協力するため、地域のコミュニケーションが活発になります。資源を回収業者に直接手渡すことで、資源の持ち去り対策としても効果的です。

近年は、マンション管理組合やご近所の仲間で作ったリサイクル活動グループではじめる「集団回収」も増えています。みなさまも是非、集団回収への参加をご検討ください。

葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター
リー（Ree）ちゃん



「集団回収」のはじめ方、
葛飾区の支援について
ご案内します！

葛飾区



集団回収のはじめ方



1.	グループをつくきましょう
	仲間に声をかけ、いっしょに資源を集めるグループをつくってください。 自治町会、子ども会、PTA、マンション管理組合など、みなさまが参加されている住民親睦団体で実施されてはいかがでしょうか？ また、ご近所の仲間と、新たにリサイクル活動グループをつくっていただいても結構です。 ●お気をつけください● ・区の支援の対象は、10世帯以上のグループです。 ・また、団体名義の預金口座※が必要で ※口座の開設方法については、各金融機関にお問い合わせください。 ・事業者など、営利団体は区の支援の対象外です。
2.	資源の回収業者と契約しましょう
	契約する回収業者は自由に決めることができます。 ただし、回収業者によって回収できる資源の品目や、対応できる日時が異なります。契約をする前に、回収業者とよく話し合い、グループのメンバーと相談しながら、自分たちの集団回収方法を決めていきましょう。  資源回収業者のさがし方、 交渉するためのポイントは？ 次ページへ
3.	区に登録しましょう
	回収業者と契約してから、「集団回収実践団体登録申請書」を記入し、葛飾区清掃事務所に提出してください。団体の世帯数や、資源の回収方法を審査したうえで、登録証を発行し、ご郵送いたします。 ●申請書はここにあります● ① 葛飾区清掃事務所窓口※1 ② 葛飾区ホームページでダウンロードできます。 ③ 葛飾区ホームページで電子申請ができます。※2 ※1…郵送もいたします、お電話でお問い合わせください。 ※2…電子申請について、詳しくはホームページをご覧ください。 http://www.city.katsushika.lg.jp トップページ＞くらしのガイド＞ごみ・リサイクル＞ごみ・リサイクル＞ 地域の自主的な資源回収活動（集団回収）を始めませんか
4.	集団回収のはじまりです
	回収業者に資源を引渡し、回収業者が発行する計量伝票などで、資源の回収量を把握してください。 登録証に同封された「資源回収実績報告書」に回収量を記入し、計量伝票を添付して毎月区に報告すると、報奨金の支給など区の支援が受けられます。 区の支援について、詳しくは最終ページをご覧ください。

集団回収のここがポイント

行政回収との違い

集団回収と、集積所での行政回収との大きな違いは、次の2点です。

- ① 集団回収では、資源を集める場所や日時を自由に決められます。
- ② ただし、資源の分別を品目ごとにおこない、質の高い資源を集める必要があります。

行政回収では回収業者と区が契約し、回収の車両や、缶・びんの分別、混入物の処理にかかる費用を、区が負担しています。

一方、集団回収ではそれらの費用を、回収業者が資源を売却した利益の中から負担します。そのため、負担が利益を上回ると、回収することができません。逆に、良質な資源で利益ができれば、区が支給する報奨金などとは別に、回収業者から資源の買取金支払われる場合があります。

集団回収では、資源をだすみなさまの、より一層のリサイクルへのご協力が大切です。

◎回収業者がみつからないときは
葛飾資源リサイクル事業協同組合
☎03 - 5654 - 9420

▶葛飾区内の回収業者の窓口です
回収業者を紹介します

回収場所と頻度・日時

【回収場所】

資源を集め、回収業者に引渡す場所を、集積所以外(※)に設定します。集会場所、ご自宅の敷地内、集合住宅の保管庫など、ご活用ください。

回収場所を決めたら、回収業者に現場を確認してもらいましょう。

※集積所を利用する場合は、区へ申請が必要です。

【回収の頻度】

集団回収の頻度の目安は、月1回程度です。

週1回など、頻度が多い場合は、対応できる回収業者が限られ、資源の買取金に影響することがあります。資源をできるかぎり保管し、まとめて引渡すと良いでしょう。

【回収の日時】

回収業者が対応可能な時間帯を確認し、調整しましょう。

また、雨天の日の対応についても、話し合っておきましょう。

資源の品目と分別

集団回収では、回収する資源の品目も自由に決めることができます。ただし、その品目の引取りが可能な回収業者をさがす必要があります。

集団回収で広く扱われている資源の品目は、下図のとおりです。

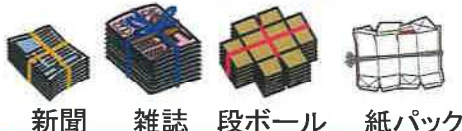
集団回収で回収できない品目は行政回収におだください。



資源の量によって、引取りの可否や計量方法が変わります。回収業者とよく話し合い、確認しましょう！

資源の排出方法の詳細についても、回収業者に確認してください。

○古紙は集団回収の主品目です



新聞 雑誌 段ボール 紙パック

古紙はひもで十字にしばってください

○びんは洗浄して再利用できるものを購入店(酒屋)へ持込む方法が一般的です



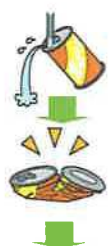
酒びん ビールびん
(リターナブルびん)

○一部の回収業者では、缶や古布も回収しています



アルミ缶 スチール缶 布

アルミ缶は市価の高い品目です。スチール缶と分けて軽くゆすぎ、つぶしておく、と、引取り可能な回収業者が広がります。問屋に持込む方法もあります。



運搬用の大きな袋へまとめる

集団回収への区の支援について

(1) 報奨金

資源の回収量 1 k g あたり、**7円**の報奨金を支給します。
半年間を1回として報奨金は、集団回収活動実績があるすべての団体に支給します。

(2) 加算金

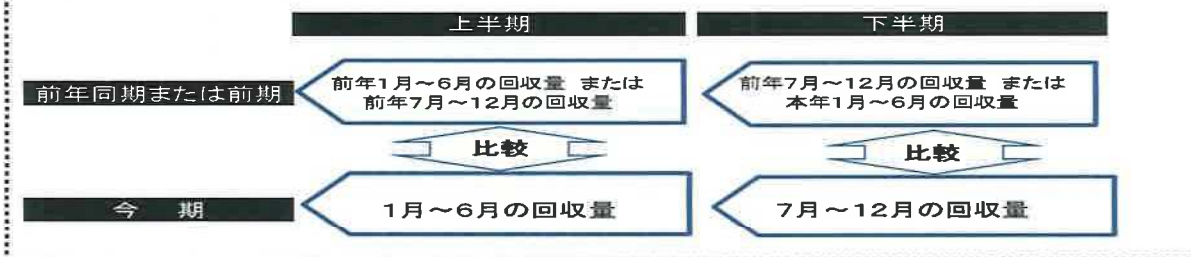
報奨金に加え、以下の条件を満たす団体には、加算金を支給します。
加算金の支給金額は、回収量の合計により5段階に分かれます。

●加算金の支給条件

①と②の両方を満たした団体へ、加算金を支給します。

- ① 前年同期と比較して、回収量が5%以上増加している。※
- ② 対象期間内の回収量合計が500kg以上である。

※一度支給条件を満たすと、前年同期または前期と比較して回収量が5%以上減少しない限り、加算金は継続して支給します。



●加算金の支給金額

加算金金額	6ヶ月間の回収量合計	
6,000円	500kg以上	5,000kg未満
11,000円	5,000kg以上	20,000kg未満
16,000円	20,000kg以上	30,000kg未満
21,000円	30,000kg以上	40,000kg未満
26,000円	40,000kg以上	

●加算金と報奨金は何が違うの？

加算金は、長く活動を継続している、資源回収量が増えているなど、集団回収活動が活発な団体へ、より手厚く支援することを目的としています。そのため、報奨金は回収実績がある全ての団体に支給しますが、加算金は条件を満たす団体にのみ支給しています。

葛飾区環境部清掃事務所

〒125-0054 葛飾区高砂1-1-1
電 話 03-3693-6113
FAX 03-3691-1797
区ホームページ <http://www.city.katsushika.lg.jp>

「集団回収」についてもっと知りたい
という方は、お気軽に清掃事務所へ
お問い合わせください。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS